

会 議 録

会 議 の 名 称	令和7年度第2回枚方市廃棄物減量等推進審議会	
開 催 日 時	令和7年7月18日（金）	10時00分から 11時40分まで
開 催 場 所	枚方市総合文化芸術センター別館 6階 大会議室	
出 席 者	橋本 征二 会長 早川 孝 副会長 大塚 正矩 副会長 石川 聡子 委員 大下 和徹 委員 稲森 郁子 委員 廣永 秀人 委員 藤波 智子 委員 田 元浩 委員 野々上 智規 委員 前田 達也 委員 山縣 純司 委員	
欠 席 者	田村 有香 委員 白石 眞理子 委員 森 佳悦 委員	
案 件 名	1. 次期一般廃棄物処理基本計画の策定について （1）生活排水処理基本計画について （2）ごみ組成分析調査の結果（速報値）について （3）ごみ量の将来推計について 2. その他	
提出された資料等の 名 称	資料1－1 次期生活排水処理基本計画の概要 資料1－2 ごみの組成分析調査結果（速報値）について 資料1－3 ごみ量の将来推計 資料2 第2次一般廃棄物処理基本計画の策定スケジュール（案） 参考資料1 前回審議会における意見等に対する対応 参考資料2 家庭系ごみに関する市民アンケート 参考資料3 事業系ごみに関する事業者アンケート	
決 定 事 項	・次期生活排水処理基本計画案について、基本方針へ老朽化対策を追加する方向で確認した。 ・市が実施したごみの組成分析調査結果（速報値）を確認した。 ・市が提示したごみ量の将来推計について確認した。 ・市が提示した今後のスケジュールについて確認した。	

会議の公開、非公開の別 及び非公開の理由	公開
会議録の公表、非公表 の別及び非公表の理由	公表
傍 聴 者 の 数	1 人
所 管 部 署 (事 務 局)	環境部 循環型社会推進課
審 議 内 容	
橋 本 会 長： それでは、定刻になりましたので、ただいまから令和 7 年度第 2 回枚方市廃棄物減量等推進審議会を開催させていただきます。本日はお忙しいところ、審議会にご出席いただき誠にありがとうございます。 それでは、事務局から委員の出席状況の報告をお願いします。 事 務 局： 本日の委員の出席状況は、15 名中 12 名の出席をいただいておりますので、会議が成立していることをご報告させていただきます。 橋 本 会 長： ありがとうございます。続きまして、本日の審議会の傍聴希望者の確認をいたします。傍聴希望者はおられますか。 事 務 局： 1 名の傍聴希望者がおられます。 橋 本 会 長： 傍聴希望者の傍聴を認めます。入室してもらってください。 (傍聴者入室) 橋 本 会 長： 次に、議事に入ります前に、資料の確認と前回の審議会に関する報告をお願いします。 事 務 局： 資料の確認をさせていただきます。 まず、次第 資料 1－1 次期生活排水処理基本計画の概要 資料 1－2 ごみの組成分析調査結果（速報値）について 資料 1－3 ごみ量の将来推計 資料 2 第 2 次一般廃棄物処理基本計画の策定スケジュール（案） 参考資料 1 前回審議会における意見等に対する対応 参考資料 2 家庭系ごみに関する市民アンケート	

参考資料3 事業系ごみに関する事業者アンケート

以上、過不足はございませんでしょうか。

続きまして、前回の審議会における意見等に対する対応について簡単にご報告させていただきます。

参考資料1につきましては、前回の審議会でご意見をいただきました「リチウムイオン電池対策の周知の強化」と「ひらかた☆いすプロジェクトにおける他部署との連携」に関する市の対応内容をまとめています。

リチウムイオン電池対策につきましては、火災事故やリチウムイオン電池が使用されている主な製品例を具体的に掲載するなど、市ホームページの充実を図るとともに広報8月号にリチウムイオン電池の正しい出し方に関する記事を掲載する予定にしております。

ひらかた☆いすプロジェクトにつきましては、現在、庁内の関係課と椅子の提供面で連携することができないか調整・検討しているところです。

参考資料2と3は、前回の審議会で委員の皆さまからいただいた意見等を踏まえ、橋本会長にご確認いただいた上で修正を行いました市民・事業者アンケートになります。このアンケートにつきましては7月4日（金）に対象者の方へ既に発送させていただいております。

事務局からは以上です。

橋本会長： 本日の審議会では、前回の第1回審議会において、市から諮問を受けました「次期一般廃棄物処理基本計画の策定」について、具体的な審議を進めてまいります。

まず、「生活排水処理基本計画」につきましては、前回、現計画の目標達成状況等を説明していただきましたので、本日は事務局より次期基本計画の概要案をお示しいただくことになっています。

皆さまからこの次期基本計画の概要案に対してご意見を頂戴し、今後の計画案の検討に反映できればと考えております。

また、「ごみ処理基本計画」と「食品ロス削減推進計画」につきましては、本日はごみの組成分析調査の速報値と、ごみ量の将来推計について、事務局よりご報告いただきます。

今回の組成分析調査や将来推計の結果につきましては、次回の審議会にて審議する予定の計画目標や施策等を検討するための基礎資料となりますので、よろしく願いいたします。

それでは、案件に入らせていただきます。

案件1 次期一般廃棄物処理基本計画の策定について

(1)生活排水処理基本計画について

橋本会長： まず、案件1「次期一般廃棄物処理基本計画の策定について」の(1)生活排水処理基本計画についてです。

当該計画につきましては、8月頃に大阪府との事前協議・調整を行う必要があります、その際のヒアリングに提出する予定であるため、他のごみ処理基本計画等に先立ちまして、事務局より次期基本計画の概要案をご説明いただくこととしております。

それでは、説明をお願いします。

事務局： それでは、事務局より説明させていただきます。

(資料1—1 に基づき説明)

橋本会長： ただいまの事務局からの説明に関して、何かご意見・ご質問があればお聞きしたいと思います。いかがでしょうか。

なお、ここで生活排水処理担当職員については、退室となりますので、生活排水処理に関するご意見・ご質問がございましたら、ここまですみやかにお願いいたします。

野々上委員： 2点質問です。1つ目は、公共下水道が整備されている地区かどうかを、地図図面などで確認できる資料はありますか。

2つ目が、浄化槽から下水道へ切り替えるためには、下水管接続工事をする必要がありますが、枚方市は分流式のため、汚水管と雨水管のそれぞれの接続工事が必要となり、莫大な費用がかかるケースがあります。

こういったケースに対応するため、補助金の提供や、下水道化を促進するための施策など、ご教示いただけますでしょうか。よろしくお願いいたします。

事務局： 1つ目の質問の下水道整備区域がわかる資料については、下水道管理課に供用開始時の図面があり、その図面を参照することで、どの地区がすでに供用開始しているかをご確認いただけます。

次に、2点目の質問についてですが、3年以内に供用開始された方に対しては、補助金として9000円や1万3000円程度の金額を支給する助成制度を設けています。

さらにもう一つ、融資あっせんという形で、金額の約9割を融資する制度もあります。この制度は返還義務が伴いますが、下水道管理法令に基づき3年以内に公共下水道へ接続していただくようお願いし、ご理解を得ながら指導を行っています。

以上のような形で進めています。

野々上委員： ありがとうございます。1点目の下水道整備区域がわかる資料についてですが、市の担当部署に行かないと確認できないということでしょうか。

また、ホームページなどにはその情報が掲載されていないということでしょうか。

事務局： 供用開始区域についてですが、それぞれの建物単位で区切られているため、図面を作成することが難しい状況です。

そのため、市の窓口にお越しいただき、住宅地図に落とした形で作成された資料をご覧くださいのが実際の対応となっています。

野々上委員： わかりました。ありがとうございます。

橋本会長： 資料1—1P10の公共下水道の整備に関してですが、供用開始後の3年間は通知文を発行されているとのことですが、3年目以降はどのような対応を行っているのでしょうか。

事務局： 供用開始前には、公共下水道工事が完了したことをお知らせする文書を1度送付しています。その後、供用開始後の3年間では、合計3回文書を送付しています。

さらに、3年を超えた場合には実態調査を実施し、現場の状況を確認します。その際、公共下水道が利用可能な状況かどうかを再確認し、直接お会いしてお話を伺う形で進めています。

また、その際、「接続をお願いします」という形で勧告文書を作成し、年に2回継続して通知文を送付しています。

橋本会長： どこに接続されるのかという話もされるのでしょうか。

事務局： 公共下水道の工事にあたっては、あらかじめ公共枵を設置するため、その位置については明確に把握されています。また、工事の際には「どちらに公共枵を設置したいか」という希望を事前に確認しているため、その点については住民の皆さまにもしっかりと理解いただいていると考えています。

橋本会長： ありがとうございます。

石川委員： 公共下水道の老朽化については、現在、各地で事故が発生しているとの報道もあり、市民の関心が非常に高いと考えます。

資料1—1P7の「課題」の項目や、P10の「施策」の項目には対策等が記載されていますが、基本方針にはこれが反映されていませんがよろしいのでしょうか。

事務局： 老朽化対策は非常に重要な課題であると認識しております。そのため、基本方針に盛り込む方向で検討を進めさせていただきます。

橋本会長： 下水道関連の計画の方では、位置付けられていますか。

事務局： 下水道の老朽化対策に関しては、「下水道ストックマネジメント計画」を策定しております。

この計画に基づき、点検調査を積極的に進めている状況です。

早川副会長： 資料1—1P8の基本方針に「浄化槽の維持管理が適正に行われるよう、指導・啓発を行います」とありますが、参考までに現在はこの部署が担当しているのですか。

事務局： 現在、浄化槽に関する届け出や指導等については、保健所の保健衛生課が所管しております。

橋本会長： その他よろしいでしょうか。

それではこれをもちまして、生活排水担当の職員は退出いたします。

(生活排水担当は退席)

(2) ごみ組成分析調査の結果(速報値)について

橋本会長： 次の案件から、ごみ処理基本計画及び食品ロス削減推進計画についての案件となります。

まずは、案件1の(2) ごみ組成分析調査の結果(速報値)についてです。前回お示しいただいたスケジュールの通り、市の方でごみの組成分析調査を6月上旬に実施され、その速報値の結果について報告をいただけるとのことです。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局： それでは、事務局より説明させていただきます。

(資料1—2 に基づき説明)

橋本会長： ただいまの事務局からの説明に関して、何かご意見・ご質問があればお聞きしたいと思います。いかがでしょうか。

大下委員： プラスチック類の分類についての質問です。プラスチック製品ではないその他のプラスチック類とありますが、これには具体的にどのようなものが含まれるのでしょうか。

事務局： プラスチック製品は 100%プラスチックで構成されているものであり、それ以外のものをその他のプラスチック類としております。
具体的に、プラスチックに金属が少し含まれているものなどが該当します。

大下委員： わかりました。CDについてはその他プラスチック類に分類されますか？

事務局： CDの分類について、お調べして、改めてご回答いたします。

大下委員： わかりました。

資料1—2P9に関して、どの程度リサイクル可能なものが焼却されているのか、割合が示されていると思いますが、プラスチック製容器包装については、焼却する前に分別回収が行われていると認識しています。

その回収量に対して、ここで記載された 8%という割合がどれほどの量であるのか、また、それをすべて回収することでどれだけの効果や影響があるのかについての情報をご教示ください。

事務局： 現在、プラスチック製容器包装の収集量は、毎年おおよそ 5,000 t 程度です。今回提示されている資料1—2P9のデータによれば、プラスチック製容器包装の 8%は、6年度の焼却量全体で見ると、約 6,700 t に相当すると計算されます。

大下委員： わかりました。

石川委員： 令和3年度と令和7年度の比較を行う際、資料1—2P2の調査に記載されているように、家庭系一般ごみの重量が約 870kg と示されています。

この重量から重量比を算出し、それぞれのパーセンテージがどれくらいの重量を示すのかが分かります。

しかし、令和 3 年度の具体的な重量が分からないと、パーセンテージのみの比較では実感が湧きにくいと思います。令和 3 年度の家庭系一般ごみの重量に関する情報が分かれば、比較がより明確になると思いますが、どれくらいなのでしょう。

事務局： 令和 3 年度につきましては、抽出サンプリングに基づき、一般ごみが 500 kg、粗ごみが 600 kg、事業系ごみが 1400 kg となります。

石川委員： 基本計画に記載する際には、重量比だけでなく、具体的な重量も併記することで、より正確な情報を提供できるのではないかと考えます。

事務局： 次回以降、重量を記載する方向で進めさせていただきます。

橋本会長： 比率の変化を見ている内容ですが、実際にごみの量が減少しているかについては、一人当たりの排出量の変化として見る必要があります。そのため、比率だけではなく、実際の重量に換算した具体的な数値を示すことで、全体像がより明確になると思いますのでよろしくお願いいたします。

橋本会長： 食品ロスの厨芥類における「直接廃棄（50%以上残存・50%未満残存）」のイメージがつかみにくいのですが、過剰除去はどの分類に該当するのかについて教えていただけますか。

事務局： 過剰除去に関しては、その範囲を判断するのが難しいため、今回の調査では国の手順書に基づき、「その他厨芥類」として分類しております。

橋本会長： 「直接廃棄（50%以上残存）」というのはどういうものですか。

事務局： りんごで例えますと、りんごを丸々捨てられるのが 100%残存。そして半分に切ってそのまま捨てられるのが 50%以上残存。さらに、4 分の 1 に切って捨てられるのが 50%未満に該当するということです。

橋本会長： ありがとうございます。

（3）ごみ量の将来推計について

橋本会長： 次に、案件 1（3）ごみ量の将来推計についてです。

このごみ量の将来推計につきましては、新たな施策を追加することなく、現状の取り組みを今後も引き続き行った場合、どれくらい将来的にごみ量が減少す

るのかといった推計になります。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局： それでは、事務局より説明させていただきます。

(資料 1—3 に基づき説明)

橋本会長： ただいまの事務局からの説明に関して、何かご意見・ご質問があればお聞きしたいと思います。いかがでしょうか。

橋本会長： 1人あたりの排出量も減少すると見込まれていますが、実際にどの程度減少するのかについて教えてください。

事務局： 一番多くを占める一般ごみについては、令和 6 年度の実績では、1 人 1 日あたり 353 g が発生しておりました。

今回の推計では、令和 17 年度には 1 人 1 日あたり 317 g が発生すると見込まれており、1 人当たりのごみ排出量が減少することが推定されています。

橋本会長： ありがとうございます。

稲森委員： 紙おむつについてですが、やはり右肩上がりが増加傾向にあると思います。市民 1 人当たりのごみ量としては、減少しているかもしれませんが、その中で紙おむつが占める割合は増えていくのではないのでしょうか。

これは社会的な問題でもあり、その処理の増加傾向についてもしっかりと注視していく必要があると感じます。これからの枚方市では、人口が令和 17 年には大幅に減少する一方で、高齢者や单身の方々の人口割合が増加することが予測されています。このような状況を考えると、単純に 1 人当たりのごみ量が減少したから良いというわけではなく、さらに深い問題を含んでいるのではないのでしょうか。

本審議会とは少し関係がないかもしれませんが、枚方市全体として、紙おむつが必要にならない健康な生活を送れるように、健康増進にさらに力を入れていただきたいと考えています。

事務局： 健康増進の取り組みに関しては、現在、健康福祉部がさまざまな施策を試行錯誤しながら進めています。特に、要介護者の増加が背景にあり、財源のかかるものとかからないものをバランスよく取り入れながら、健康づくりの推進を目指しています。

その一環として、環境学習と連携し、健康づくりをテーマとした提案が進行中であり、先日ご提案いただいたひらかたいす☆プロジェクトについても、マッチングを検討しているところです。

また、健康増進の視点と紙おむつのリサイクルについても検討が必要とされています。九州地域では、自治体主導で頻繁に取り組まれている例もあるため、枚方市でも導入について議論を進めるべきという声が上がっています。議会からも要望があり、一定の検討を進めている状況です。

橋本会長： ありがとうございます。今回は過去のトレンドを基に伸ばしているということですが、こうした増加要因にも目を向けつつ、次回以降も議論を深めていただきたいと思います。もちろん、ご指摘の通り、健康増進を図る取り組みを進めていくことも重要だと考えます。

事務局： この場をお借りして情報提供させていただきます。

リチウムイオン電池が原因となる火災について、これはパッカー車だけでなく、最近では焼却場からの発火事案も報告されています。

この件については、既にこの審議会でも議論いただいております。今回の計画に反映させていく考えです。行政としても、ごみの分別の重要性を訴え、リチウムイオン電池が含まれる可能性のある製品を明確にし、ホームページの更新や広報誌を通じて周知を強化していきたいと考えています。

また、在宅医療廃棄物に関してですが、委託事業者の作業員が粗大ごみの回収作業中に、適切に処理されていなかった注射針で手を刺す事故が発生しました。

本来はキャップを装着し、可燃ごみとして廃棄されるべきものでしたが、分別が徹底されていなかったため、このような事案が起きました。

加えて、この事案では作業員の感染症のリスクが懸念され、排出者の血液検査を行った結果、C型肝炎ウイルスの存在が確認されました。このことにより、当該職員への精神的な影響も大きいため、関係各所と協力して対応を進めていく必要があります。

今回の件を通じ、リチウムイオン電池および在宅医療廃棄物の適切な取り扱いについて、さらなる啓発活動が重要だと考えています。この場を借りて皆さまに共有させていただきます。

以上です。よろしくお願いいたします。

橋本会長： リチウムイオン電池等について、今回の環境省の通知は、通常の回収システムの中で電池の回収も含めるよう求める趣旨だと思いますが、その観点で対応されていますか。

事務局： リチウムイオン電池に関しては、今後さらなる対策の充実が必要であると考えます。そのため、環境省からの通知を含めた対応を今後検討していきたいと思っています。

田 委 員： 先ほどの在宅医療廃棄物の件について、この度、弊社の従業員が粗大ごみ収集の際に注射針が手に刺さる事故に遭いました。

現在、リチウムイオン電池等の混入による火災の可能性を考慮し、内容物が不明な袋は開封して確認する運用となっております。

今回の事故についても、粗大ごみとして排出された袋の中に電池類が見えたため開封しようとした際に、手袋の上から針が刺さりました。

袋にはインスリン注射針が 100 本以上混入していたとのことで、危険性を鑑み直ちに病院での受診を指示しました。1 ヶ月前の検査では陰性で感染は確認されませんでした。排出者の血液検査で C 型肝炎が判明いたしました。

先日、従業員の 2 回目の検査を実施しましたが、現時点では陰性であり感染は確認されておりません。

しかし、3 ヶ月後、6 ヶ月後にも検査が必要とされており、感染リスクは低いものの、従業員は数ヶ月間、感染の恐怖を抱えながら生活せざるを得ず、精神的な負担は非常に大きいと認識しています。

万が一従業員が感染した場合の対応について、弁護士の見解として、従業員が訴訟を提起する場合には、排出者への責任追及にならざるを得ないとの説明がありました。

インスリン注射針は本来、密閉容器に蓋を閉めて可燃ごみとして排出するよう指導しています。

これは、粗大ごみの場合、焼却処理前に手選別が行われ、作業員が刺傷する可能性があるためです。

今回は、粗ごみでの排出および袋に直に入っていたということで、このルールを二重に逸脱する極めて悪質な行為であると考えています。

感染性廃棄物の問題は業界でも数年前に問題になりました。

現在、大人用のおむつの排出が増加していますが、ご家庭で出血があった際に拭いた脱脂綿なども、厳密に言えば感染性廃棄物に該当します。

しかし、そこまで厳密に扱うと、莫大な費用が発生し、その負担を誰が負うのかという問題が生じるため、ある程度運用が緩和されているのが現状です。

とはいえ、これらのごみには感染のおそれがあるということを、市民の皆様
に強く周知徹底していく必要があるのではないのでしょうか。既にある程度は周
知されているとは承知していますが、今後も一層の取り組みをお願いしたいと
思います。

案件 2. その他

橋本会長： 案件 2. その他について、事務局から何かございますか。

事務局： 次期基本計画の策定スケジュール案については資料 2 にお示ししていると
おりますが、次回の審議会につきましては、8 月下旬から 9 月にかけて予定して
おります。

日程が決まり次第、後日委員の皆さまに連絡させていただきますので、お忙
しい中恐縮ですが、引き続きご理解・ご協力のほどよろしくお願いします。

事務局からは以上です。

橋本会長： 委員の皆様や事務局から特になければ、本日の審議会を終了させていただ
きたいと思いますが、その他、ご意見はよろしいでしょうか。

野々上委員： 現在、アンケートは郵送形式で記入・返送を行う形ですが、デジタル化が進
む中で、回答方法に選択肢を増やすべきではないかと思います。

例えば、QR コードを利用し、スマートフォンから簡単に回答できる仕組みを
取り入れるのはどうでしょうか。

事務局： 今回のアンケートについてですが、郵送形式で実施しておりますが、アン
ケート用紙に QR コードを添付し、ネットやスマートフォンからも回答可能な仕
組みを導入しております。

補足として、アンケートは無作為抽出で 2,000 人を対象に行っています。さ
らに、市政モニターとして市に登録されている 500 名の方にもご協力いただい
ており、回答率の向上を目指しております。

この市政モニターは、ほぼ 100%の回答率を期待しています。また無作為抽
出と市政モニター間で重複がないよう、適切な抽出方法を採用しております。

橋本会長： その他、よろしいでしょうか。

それでは、本日の審議会を終了させていただきたいと思います。ありがとうご
ざいました。